

「那賀川水系流域委員会」設置要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は「那賀川水系流域委員会」（以下「委員会」という）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

（目 的）

第2条 委員会は、「那賀川水系河川整備計画」（以下、「計画」という）の策定を進めるにあたって、意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会は、静岡県下田土木事務所長（以下、「所長」という）が委嘱する委員（別表）で構成する。

2 委員は非常勤とし、任期は計画の決定までとする。

3 委員のうち、地方行政等の委員にあたっては、職をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

（議事等）

第5条 委員のうち、地方行政等の委員については、代理出席を認める。

2 委員会は、必要と認める場合、委員以外（参考人）から意見の聴取及び資料の提供を求めることができる。

（情報公開）

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。なお、諸般の事情により、通常の実行が困難な場合は、書面開催等により行う。

2 会議の実行状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、静岡県下田土木事務所に置く。

（雑 則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（附 則）

この設置要綱は、令和3年1月26日から施行する。

（附 則）

本改正は、令和6年2月6日から施行する。

（附 則）

本改正は、令和7年3月14日から施行する。

（附 則）

本改正は、令和8年1月30日から施行する。

（附 則）

本改正は、令和8年 月 日から施行する。

(別表)

那賀川水系流域委員会 委員名簿

区 分	専 門	役 職 名 等	氏 名
学識経験者	河川工学	東海大学 名誉教授	たなか ひろみち 田中 博通
	環境(魚類)	日本大学 生物資源科学部 教授	たかい のりゆき 高井 則之
	農業利水	賀茂農林事務所 技監兼農村計画課長	いけの ふみたか 池野 文隆
	漁業	那賀川非出資漁業協同組合 組合長	やまもと ひとし 山本 一詞
	文化財	松崎町文化財保護審議会 会長	やまもと こう 山本 公
地域代表者	防災	松崎町消防団 団長	つちや そうざぶろう 土屋 宗三郎
	自治会等	松崎地区区長代表	せき まゆき 関 真行
		中川地区区長代表	ふなづ みつのぶ 船津 光信
		岩科・三浦地区区長代表	たかはし たくみ 高橋 工
地域活動	観光	松崎町観光協会会長	すずき やそし 鈴木 八十志
地方行政	行 政	松崎町長	ふかざわ じゅんや 深澤 準弥

「那賀川水系流域委員会」傍聴要綱

1 傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないでください。

(2) 会場内での喫煙はしないでください。

(3) 会の円滑な進行を図り、自由な発言の妨げにならないようにしてください。

(4) その他、会議の支障となる行為はしないでください。

3 秩序の維持

(1) 傍聴者は係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。